

## 条例化に当たっての検討事項

## 1 必須事項

- (1) 費用負担（手数料又は実費負担）に関する定め（第89条第2項）

市の考え

手数料は無料とし、コピー代及び郵送料の実費負担のみ求める。

理由：

- (1) 現行条例と同じしくみにすることで、無用の混乱を生じさせない。
- (2) 国ではコピー代等を含めて、開示請求等を行うこと自体に一律1件当たり300円の手数料を課しているが、請求自体は無料とすべき。その上で、開示資料の枚数に応じて、請求者にかかった実費の負担は求める。

## 2 任意事項

- (1) 条例要配慮個人情報（第60条第5項）

具体例

- ・ 性的少数者（LGBT等）に関する事項
- ・ 生活保護の受給に関する事実
- ・ 特定の地域（同和地区など）の出身である事実 など

市の考え

条例要配慮個人情報は設けない。

理由：

- (1) そもそも現行条例で特別な保護はしていない。
- (2) すべての個人情報は、「不正取得の禁止」「職務上必要な範囲を超える保有の禁止」「目的外利用や第三者提供の制限」によって必要な保護が図られている。
- (3) 仮に条例要配慮個人情報を設けても実益がない。（通常の個人情報との違いは、個人情報ファイル簿に保有の有無が追記されることと、1件でも漏えいが発生した場合に報告義務が課されることだけ）

- (2) 作成が必須となっている個人情報ファイル簿とは別に、「個人情報取扱事務登録簿」を作成・公表すること（第75条第5項）

市の考え

個人情報取扱事務登録簿は作成しない。

理由：

- (1) 現行条例では、個人情報ファイル簿のみ作成を義務付けている。
- (2) 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿は、いずれも市における個人情報の保有状況を明らかにし、さらには市民らに開示請求等の手がかりを与えるという点で目的が重複しており、二重に作成する意義がない。

- (3) 情報公開条例との整合を図るための「不開示情報」の追加や除外（第78条第2項による同条第1項柱書の読替え）

市の考え

特になし

理由：

当市の個人情報保護制度は、法律準拠の内容で整備してきた経緯があり、そのため情報公開条例との齟齬が生じないため。

- (4) 手続に関する独自規定（第107条第2項、第108条）

⇒ 開示決定等の期限については、短縮のみが許容される。

市の考え

開示決定等の期限については、現行制度では15日以内（最長60日以内）

新制度でも、実務上は15日以内を厳守する考えであるが、条例で規定すべきか、は検討中

理由：

- (1) 必ずしも条例で定めなくても、行政手続の審査基準において標準処理期間として定めることで、15日以内の開示は遵守できる。
- (2) 法制一元化という改正趣旨から、埼玉県や近隣自治体の動向を踏まえて足

並みをそろえるべき。

(5) 個人情報保護審査会への諮問事項（第129条）

市の考え

個別の個人情報の取扱いについての疑義は、法制一元化に伴い、個人情報保護委員会が共通ルールとしての解釈や運用を示すとされ、審査会の審議事項からは除かれたことから、次のような場合にのみ審議事項として諮問する。

- (1) 条例に規定する内容を大幅に変更するとき。
- (2) その他専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要になったとき。